

# I 神奈川県における男女共同参画の状況

## 1 あらゆる分野における男女共同参画

審議会等は、国や地方公共団体が重要な施策を進めるにあたって有識者等から意見を求めるため、法令や条例などに基づき設置された機関です。

神奈川県では、審議会等における女性委員の登用率について具体的な目標を設定して取り組んでいます。

神奈川県の平成 30 年度の女性委員登用率は 34.4%と、前年度より 0.7 ポイント減少しました。

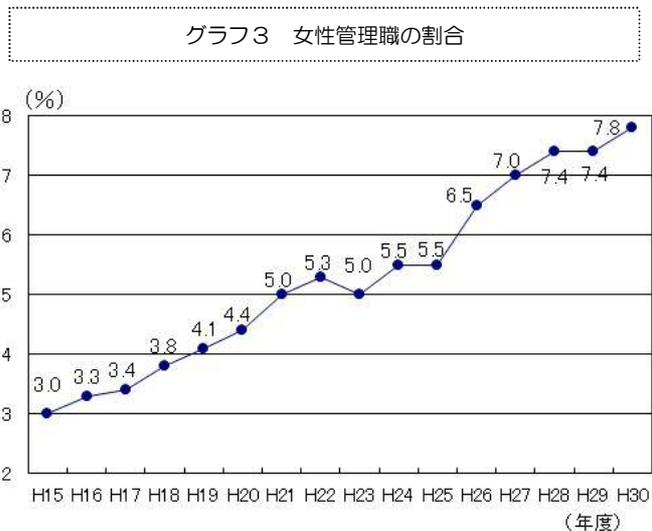
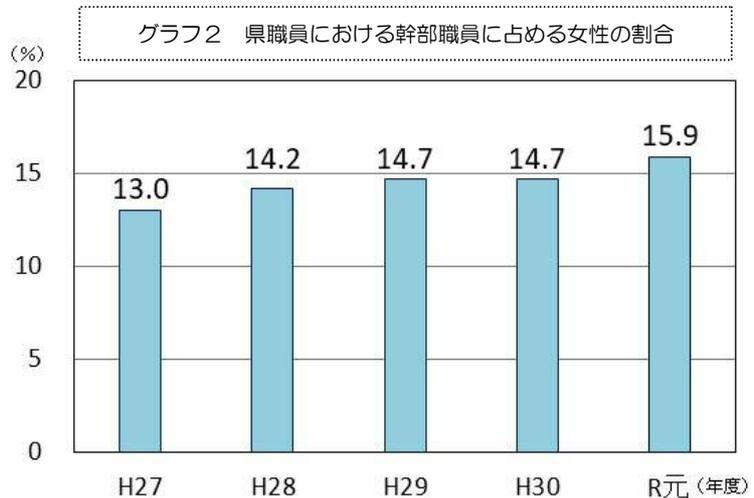
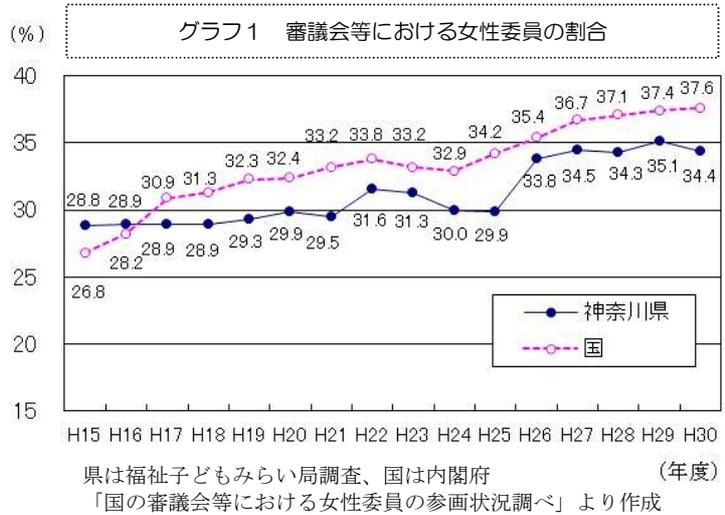
なお、県では、第 10 次登用計画に基づき、平成 32 年度までに 40%を達成することを目標として取り組んでいます。(グラフ 1)

※平成 26 年 4 月 1 日付で「審議会等の委員への男女共同参画推進要綱の運用について」を一部改正し、「法令等の規定に基づき職を指定して選出する委員」、「県議会に対して県議会議員から推薦を依頼する委員」については登用計画の対象外としたため、グラフ中、平成 26 年以降の登用率については、この運用に基づき算出した登用率を掲載しています。(旧基準に基づく登用率：32.2% (H26)、33.2% (H27)、33.0% (H28)、33.8% (H29)、33.2% (H30))

令和元年度の県職員(教員・警察官を除く)における幹部職員(課長級以上)に占める女性の割合は、15.9%と前年度より 1.2 ポイント増加していますが、未だに女性が少なく、政策方針決定過程での男女共同参画が不十分な状況が続いています。(グラフ 2)

県内の事業所において女性管理職の割合は、平成 30 年度は 7.8%と 0.4 ポイント増加していますが、依然として低い水準となっています。(グラフ 3)

\*「管理職」とは、部長相当職及び課長相当職をいいます(以下同じ)。



県内の事業所において、男女別の正社員総数のうち女性の管理職の割合は、平成30年度は5.0%でした。

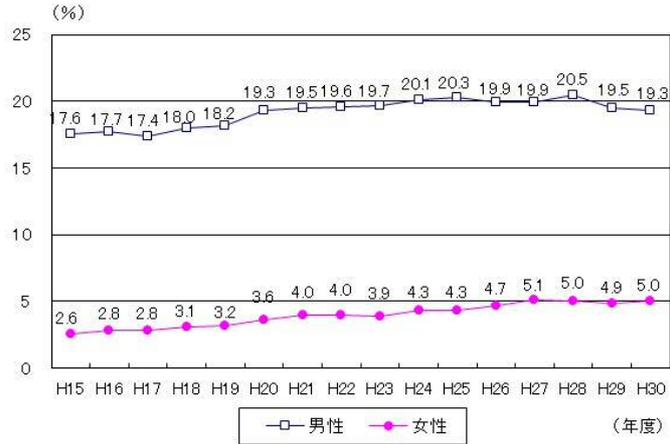
女性の管理職の割合は、近年5%前後で推移しており、男性の割合と比べて約4分の1と依然として低い状況が続いています。(グラフ4)

県内大学の理学部・工学部の女性割合は、平成20年度以降増加の傾向にあり、平成30年度は15.9%となっており、前年度より0.7ポイント増加しました。(グラフ5)

県内公立高等学校等卒業者の進学状況は、学部別にみると、女性は男性と比べて理・工学部への進路選択が少ない状況です。

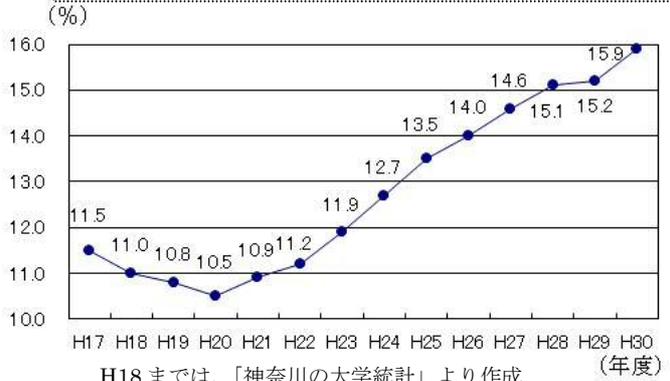
平成30年度は10年前と比べると、女性は、理学部が2.9%で0.6ポイント、工学部が4.7%と0.8ポイント増加しました。(グラフ6)

グラフ4 男性及び女性の各正社員総数のうち管理職の割合



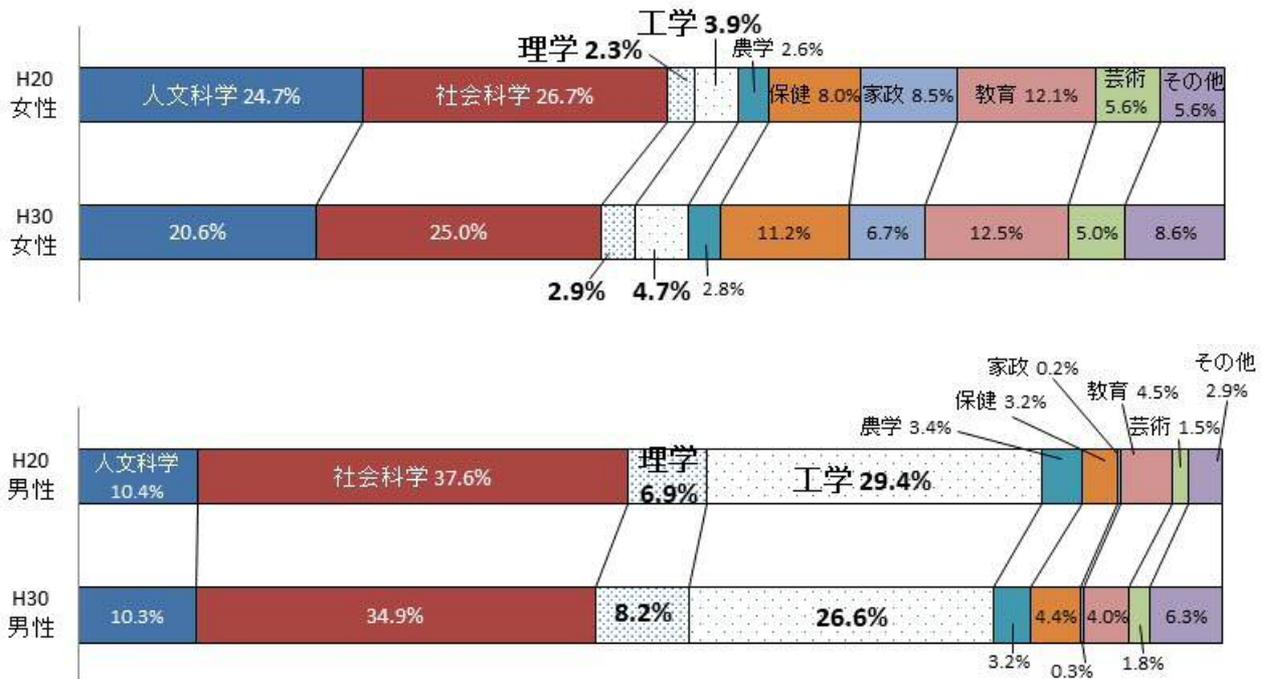
「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成 (算式: 男女別各管理職人数 / 男女別各正社員総数)

グラフ5 県内大学の理学部・工学部の女性割合



H18までは、「神奈川の大学統計」より作成  
H19以降は「神奈川県学校基本調査結果報告」により作成

グラフ6 県内公立高等学校等卒業者の大学・短期大学の進学状況



神奈川県「公立高等学校等卒業者の進路状況調査」より作成

## 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

日本の女性の年齢階級別労働力率は、「M字カーブ」を描いていますが、諸外国はM字の谷はほとんどありません。

また、M字の底は、30～34歳となっており、30歳代で労働力率が大きく落ち込んでいます。

神奈川県は、約20年前（1995年）にはM字カーブの底が深くなっていましたが、近年その傾向は緩和されつつあります。しかしながら、M字カーブの底の値、深さも全国最下位となっており、出産子育て期にあたる女性にとって、就業の継続が難しい状況がうかがわれます。

その原因としては、長時間労働や長い通勤時間等、特に30歳代の仕事に対する負担が大きいことが挙げられます。（グラフ7）

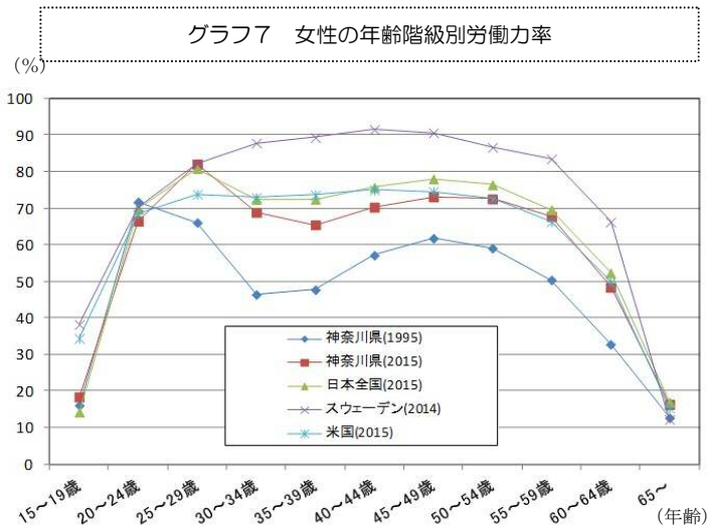
平成30年の男女間の賃金格差は、男性を100とした場合、全国では、女性は73.3%と前年から0.1ポイント格差が拡大し、神奈川県では、75.7%と1.1ポイントの縮小となりました。（グラフ8）

平成30年度の県条例に基づく事業所からの届出結果では、平均勤続年数が男性は15.7年、女性は10.4年で、格差は5.3年と前年から0.4年縮小しました。

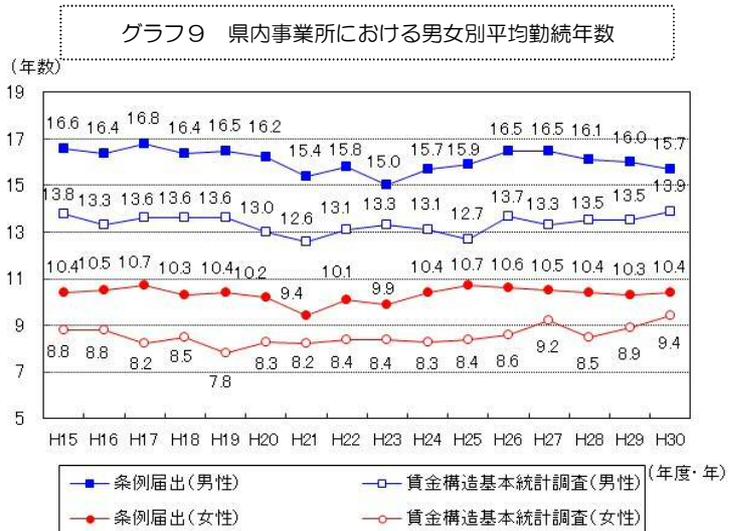
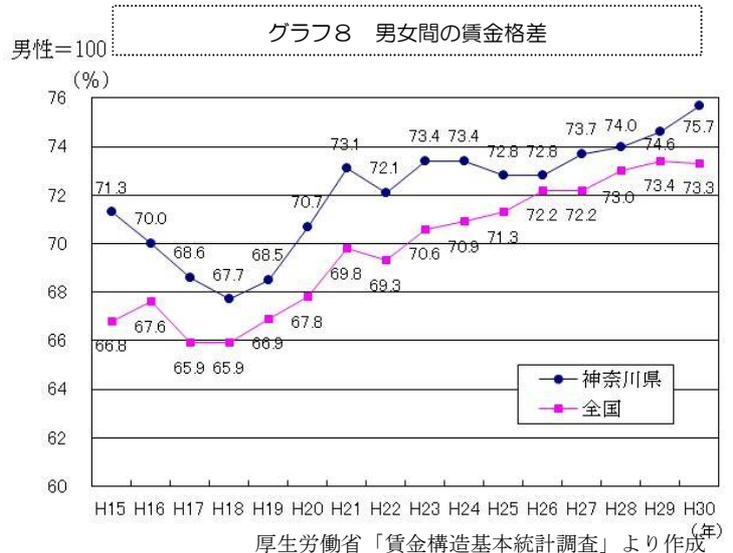
なお、平成30年の賃金構造基本統計調査での神奈川県の男女別平均勤続年数の差は4.5年と、前年から格差は0.1年縮小しています。（グラフ9）

\*『条例に基づく届出』の対象：県内の従業員数300人以上の事業所（年度ごと）

\*『賃金構造基本統計調査』の対象：5人以上の常用労働者を雇用する民間企業及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業者から抽出（年ごと）



神奈川県、日本全国は「国勢調査」、米国及びスウェーデンはILO「LABORSTA」より作成。「労働力率」…15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及びより作成

県内の事業所において、平成 30 年度の女性正社員の割合は 46.2%、男性正社員の割合は、80.1%となっています。

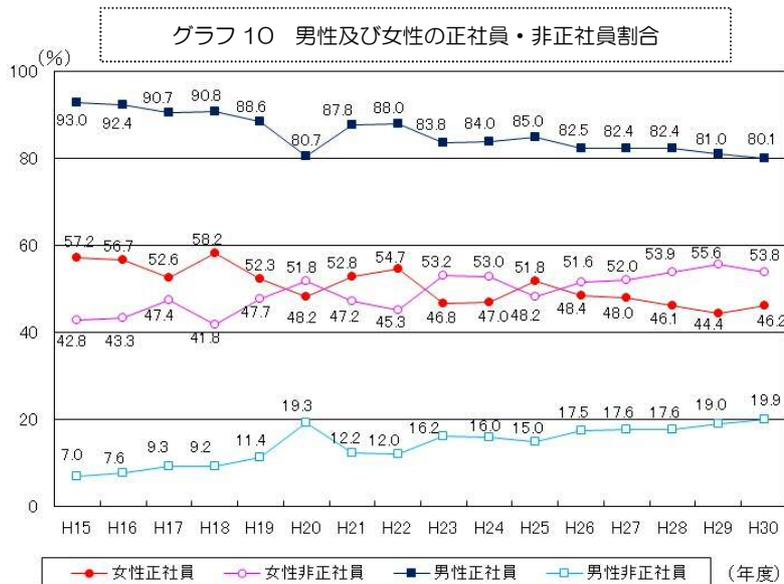
女性の正社員の割合は前年度より 1.8 ポイント増加していますが、依然として横ばいで推移し、引き続き非正社員が正社員を上回っています。(グラフ 10)

平成 30 年度に、都道府県労働局雇用均等室（全国）によせられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、前年度より 831 件増加して 7,639 件でした。

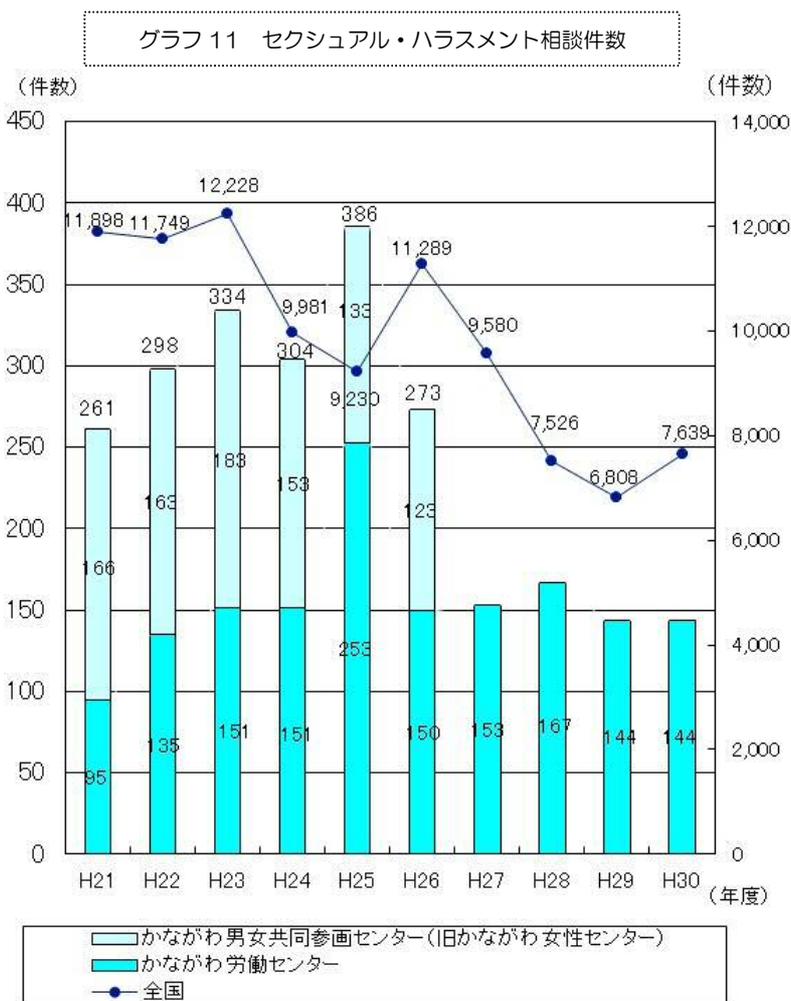
また、かながわ労働センターで受けた相談件数は 144 件で、近年ほぼ横ばいで推移しています。(グラフ 11)

\*かながわ女性センターのセクシュアル・ハラスメントの相談は、平成 26 年度で終了しました。

\*かながわ女性センターは平成 27 年 4 月より相談窓口を再編し、「かながわ男女共同参画センター」に名称変更しました。



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成



厚生労働省「雇用機会均等法の施行状況」及びかながわ労働センター「神奈川県労働相談の概況」より作成

### 3 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし

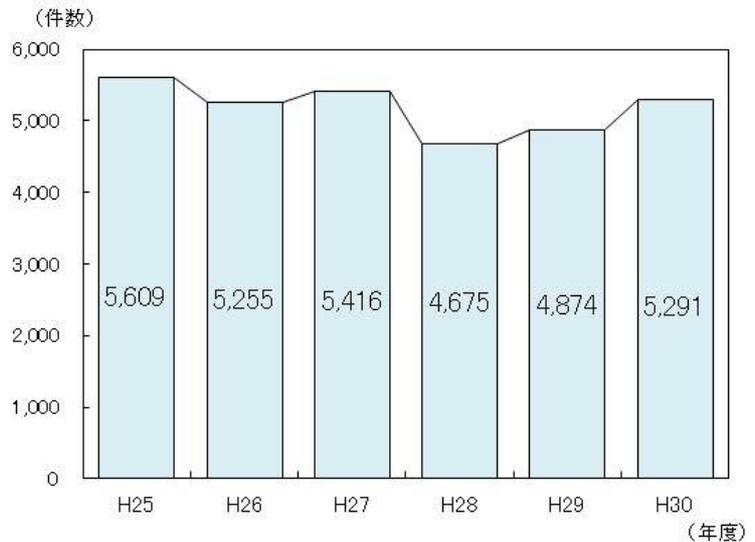
県配偶者暴力相談支援センターによせられた、配偶者等からの暴力（DV）相談件数は、近年は5千件前後で推移しています。（グラフ12）

\* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の全面施行（平成14年4月）に伴い、県は平成14年度から配偶者暴力相談支援センターを設置しています。その後、平成23年9月に横浜市が、平成24年10月に相模原市が、平成28年5月に川崎市が配偶者暴力相談支援センターを設置しました。

神奈川県で平成30年度にDV防止法に基づく一時保護を行った件数は、177件となっています。

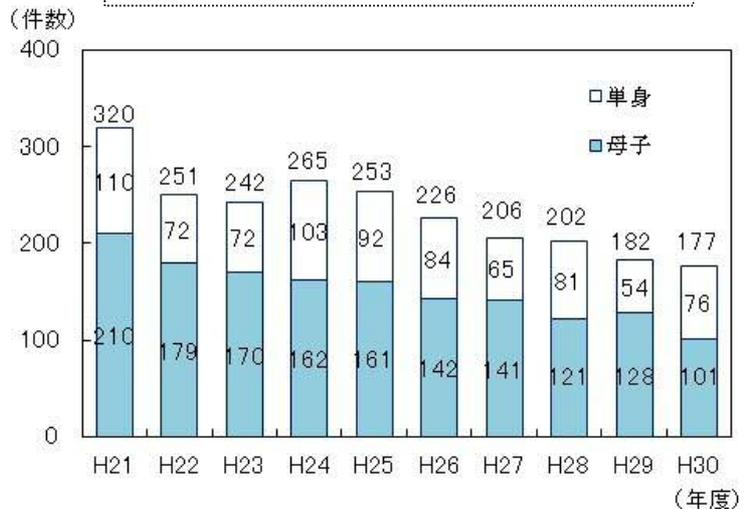
また、一時保護件数のうち、母子での保護は101件で、一時保護をした被害者の半数以上が子どもを同伴しています。（グラフ13）

グラフ12 配偶者等からの暴力（DV）に関する相談件数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

グラフ13 DV防止法に基づく一時保護件数

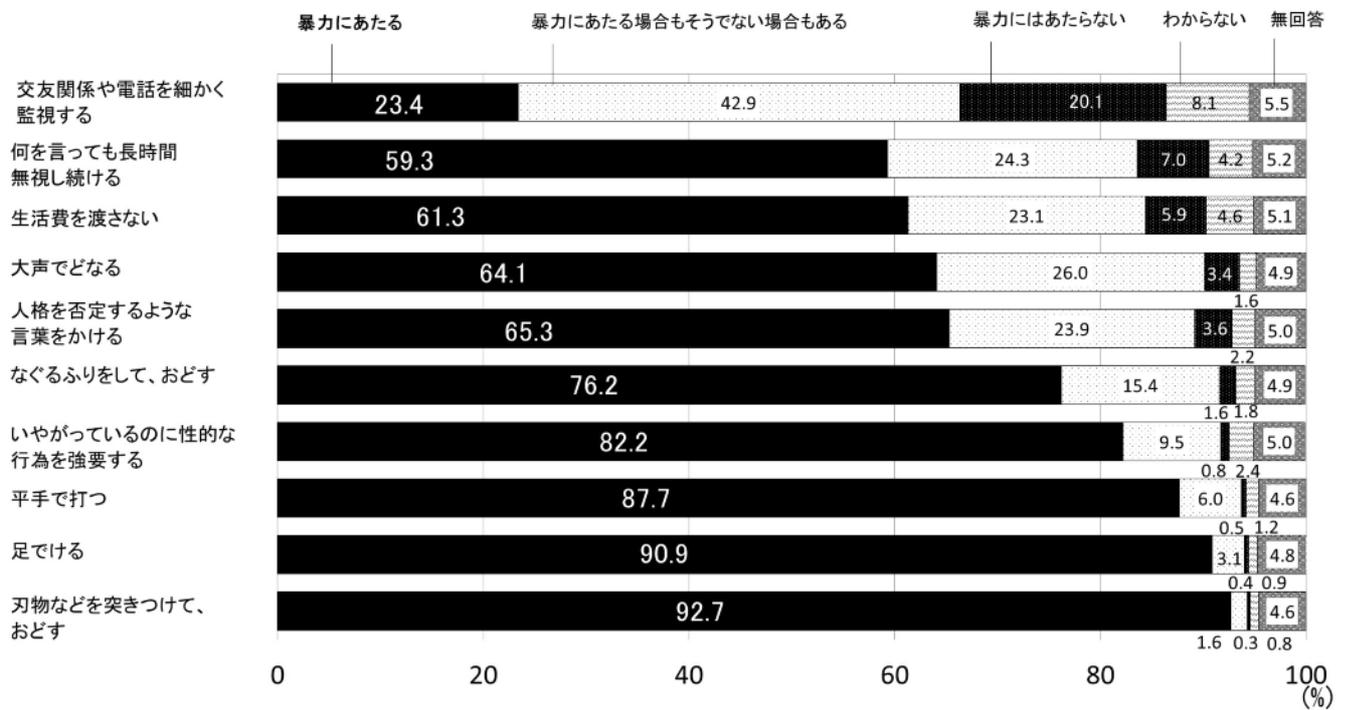


神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成

平成 29 年度神奈川県県民ニーズ調査によると、夫婦間（事実婚や別居中も含む）で次の行為が行われた場合、それを暴力だと思うか尋ねたところ、すべての項目で「暴力にあたる」が「暴力にあたらない」を上回っています。

ただし、「交友関係や電話を細かく監視する」では、「暴力にあたる場合もそうでない場合もある」が「暴力にあたる」を上回っています。（グラフ 14）

グラフ 14 夫婦間での暴力についての認識



平成 29 年度県民ニーズ調査（課題）より作成

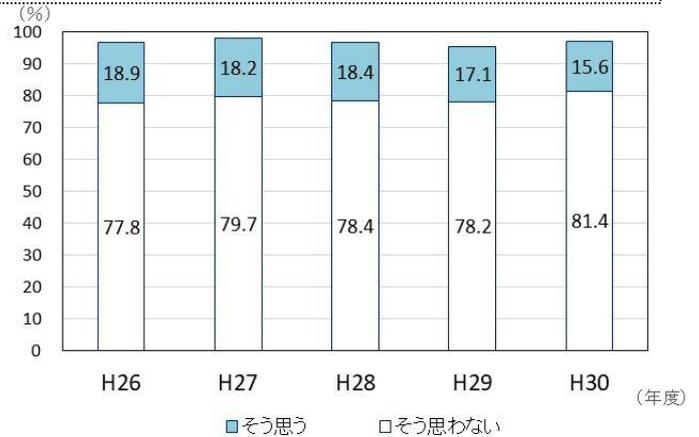
## 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

県の調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という意識に対して、「そう思わない」は81.4%となり、前年度より3.2ポイント増加しています。(グラフ15)

「社会通念・慣習・しきたりなどで」や「社会全体で」では、「男性の方が優遇されている」が7割と、「女性の方が優遇されている」を大きく上回っています(グラフ16)

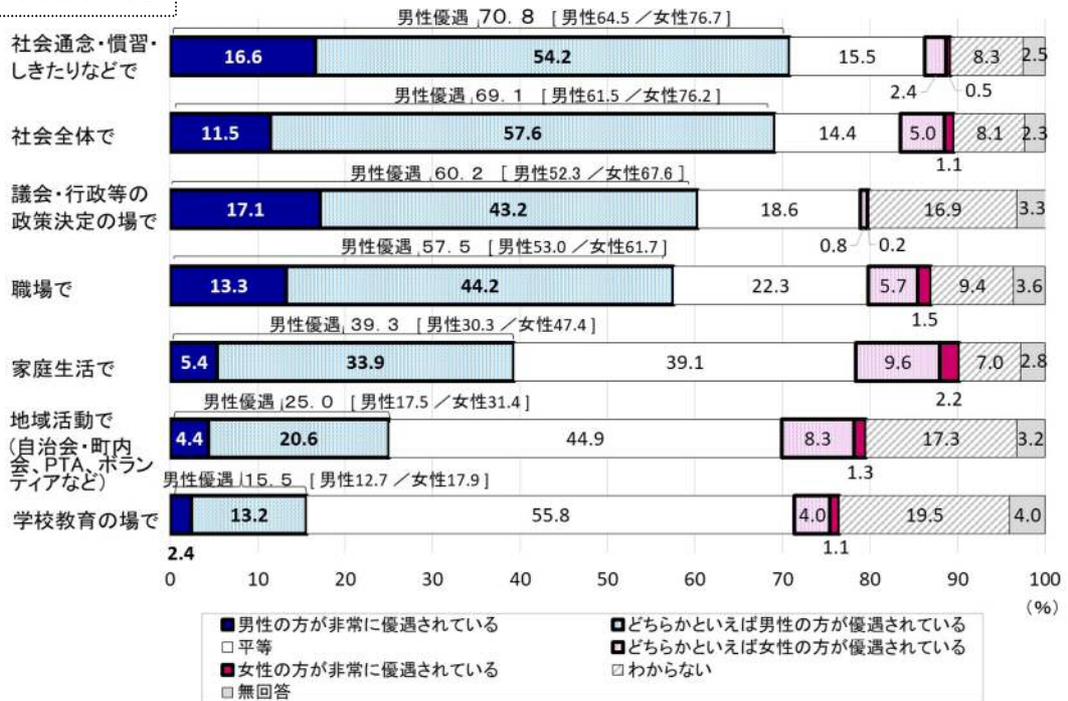
家庭における「家事」や「介護」については、家庭内における女性の負担が大きくなっています。(グラフ17)

グラフ15 夫は外で働き、妻は家を守るべきとの意識

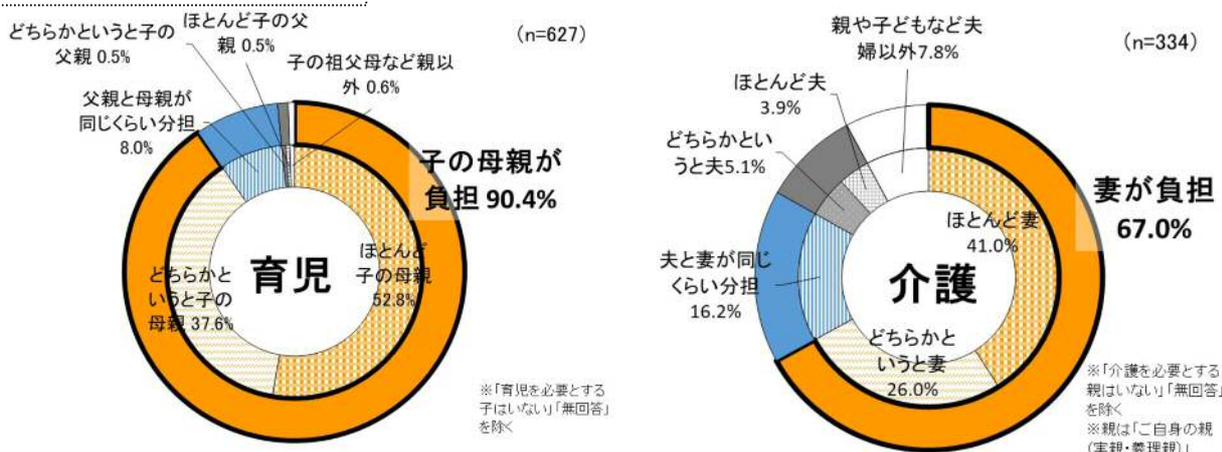


県民ニーズ調査(基本)より作成

グラフ16 男女の地位の平等感



グラフ17 家庭における役割分担



グラフ16、17 平成28年度県民ニーズ調査(課題)より作成

事業所における男性の育児休業利用割合は、前年度に比べ2.1ポイント増加して10.1%となり、5年連続で増加しています。(グラフ18)

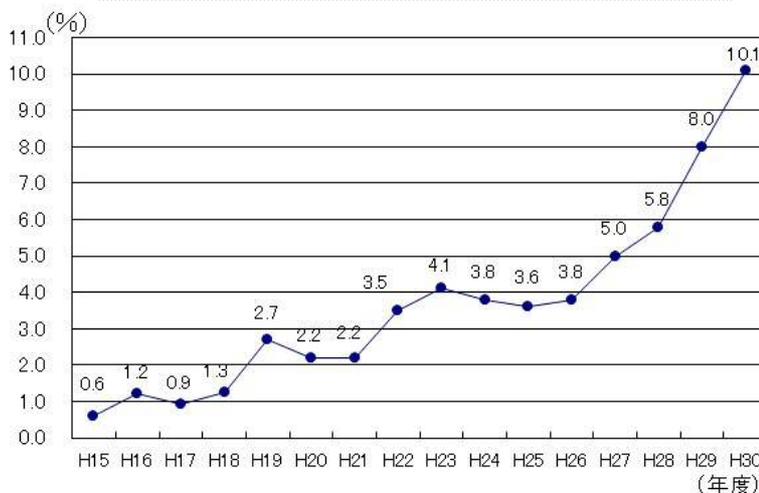
保育所等利用児童数は年々増加しており、平成31年度は県全体で157,949人と、前年より5,785人と増加しています。

また、保育所等利用待機児童数は、平成31年度は750人と前年度より117人減少しています。(グラフ19)

\*保育所等：保育所、認定こども園（幼稚園機能部分を除く。）及び地域型保育事業

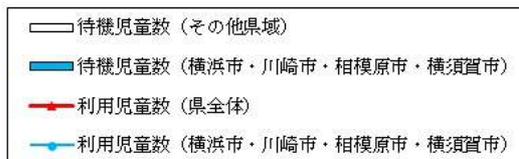
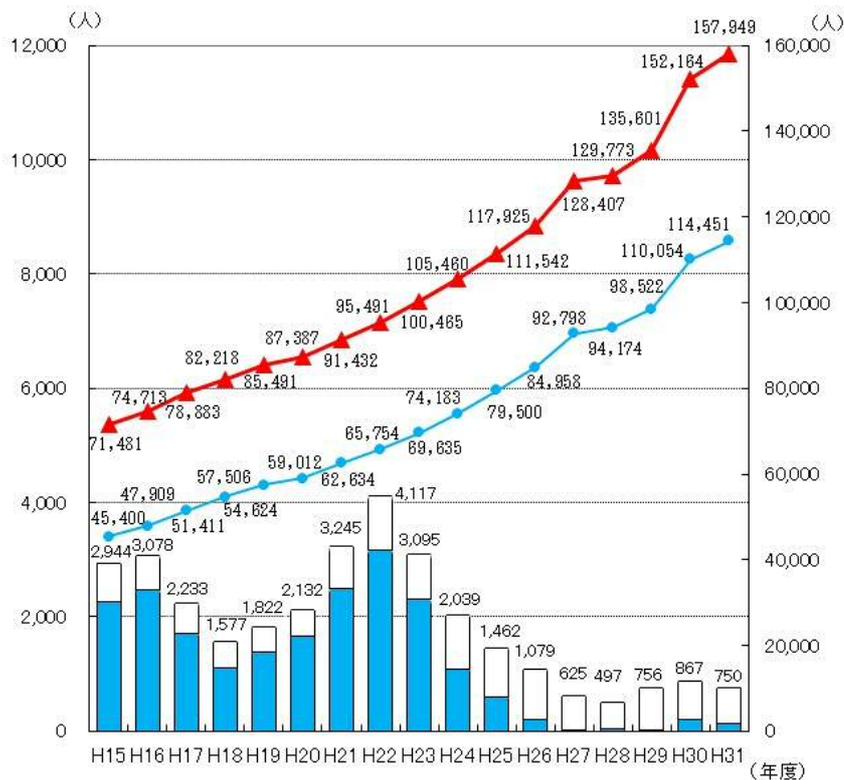
\*地域型保育事業：小規模保育、家庭的保育、事業所内保育及び居宅訪問型保育の各事業

グラフ18 男性の育児休業利用率



「神奈川県男女共同参画推進条例に基づく事業所からの届出結果」より作成

グラフ19 保育所等利用児童数と保育所等利用待機児童数



神奈川県福祉子どもみらい局調べより作成